

秦野市地下水保全条例の一部を改正することについて

秦野市地下水保全条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

土壤汚染対策法施行令の一部改正により、特定有害物質に追加があったことから、その物質を、条例で指定する「人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質」として取り扱うこととするとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市地下水保全条例の一部を改正する条例

秦野市地下水保全条例（平成12年秦野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「地下水のかん養」を「地下水の^{かん}涵養」に改める。

第1条中「かん養」を「^{かん}涵養」に改める。

第2条第1号中「間げき」を「間隙」に改め、同条第2号中「トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンその他の」を削り、同条第8号中「地下水かん養域」を「地下水^{かん}涵養域」に改め、同条第9号中「地下水人工かん養」を「地下水人工^{かん}涵養」に改める。

第5条中「かん養」を「^{かん}涵養」に改める。

第19条中「すべて」を「全て」に改める。

第25条第2項及び第3項、第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項中「規定による」を削る。

第40条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項ただし書により市長の許可を受けて」を「前条第1項ただし書の許可を受けて」に改める。

「第5章 地下水のかん養」を「第5章 地下水の^{かん}涵養」に改める。

第51条（見出しを含む。）中「地下水人工かん養」を「地下水人工^{かん}涵養」に改める。

第52条中「地下水かん養機能」を「地下水^{かん}涵養機能」に改める。

第53条第1項中「地下水人工かん養」を「地下水人工^{かん}涵養」に、「地下水かん養域」を「地下水^{かん}涵養域」に改め、同条第2項中「地下水人工かん養」を「地下水人工^{かん}涵養」に改める。

第54条第1項中「地下水かん養域」を「地下水^{かん}涵養域」に、「かん養」を「^{かん}涵養」に改める。

第56条中「地下水人工かん養」を「地下水人工^{かん}涵養」に改める。

第57条中「地下水かん養域」を「地下水^{かん}涵養域」に、「地下水人工かん養」を「地下水人工^{かん}涵養」に改める。

第66条中「トランス-1, 2-ジクロロエチレンその他の」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第12号 秦野市地下水保全条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句等の整理によるものです。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章－第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>地下水の涵養</u></p> <p>第6章－第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、秦野市民憲章(昭和44年秦野市告示第49号)において「きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。」と定めた理念に基づき、及び地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、化学物質による地下水の汚染を防止し、及び浄化することにより地下水の水質を保全すること、並びに地下水を涵養し、水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地質 土地を構成している土壌、地層及びこれらの間隙に</p>	<p>目次</p> <p>第1章－第4章 (略)</p> <p>第5章 <u>地下水のかん養</u></p> <p>第6章－第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、秦野市民憲章(昭和44年秦野市告示第49号)において「きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。」と定めた理念に基づき、及び地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、化学物質による地下水の汚染を防止し、及び浄化することにより地下水の水質を保全すること、並びに地下水をかん養し、水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地質 土地を構成している土壌、地層及びこれらの間げき</p>

存する地下水、気体等の総体をいう。

(2) 対象物質 人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質として規則で定めるものをいう。

(3) - (7) (略)

(8) 地下水涵養域 地下水盆に雨水等を浸透する区域として規則で定める区域をいう。

(9) 地下水人工涵養 地下水を人工的に増やす事業として規則で定めるものをいう。

(地下水採取者の責務)

第5条 井戸により地下水を採取している者は、自ら利用する地下水に恩恵を受けているとの認識に立ち、本市が実施する地下水の水質の保全及び地下水の涵養に協力する責務を有するものとする。

(対象物質の使用廃止届出)

第19条 第7条、第8条又は第10条第2項の規定による届出をした者は、使用事業場において、その届出に係る対象物質の全てを使用しなくなったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(詳細調査の計画の承認)

第25条 (略)

に存する地下水、気体等の総体をいう。

(2) 対象物質 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタンその他の人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質として規則で定めるものをいう。

(3) - (7) (略)

(8) 地下水かん養域 地下水盆に雨水等を浸透する区域として規則で定める区域をいう。

(9) 地下水人工かん養 地下水を人工的に増やす事業として規則で定めるものをいう。

(地下水採取者の責務)

第5条 井戸により地下水を採取している者は、自ら利用する地下水に恩恵を受けているとの認識に立ち、本市が実施する地下水の水質の保全及び地下水のかん養に協力する責務を有するものとする。

(対象物質の使用廃止届出)

第19条 第7条、第8条又は第10条第2項の規定による届出をした者は、使用事業場において、その届出に係る対象物質のすべてを使用しなくなったときは、その日から1か月以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(詳細調査の計画の承認)

第25条 (略)

2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより詳細調査の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(浄化事業の計画の承認)

第30条 (略)

2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより浄化事業の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(浄化事業の終了)

第33条 (略)

2 市長は、前項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

2 関係事業者又は措置実施者は、前項の規定による承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより詳細調査の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(浄化事業の計画の承認)

第30条 (略)

2 関係事業者又は措置実施者は、前項の規定による承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより浄化事業の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(浄化事業の終了)

第33条 (略)

2 市長は、前項の規定による承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

(井戸設置の届出)

第40条 前条第1項ただし書の許可を受けて井戸を設置しようとする者は、井戸ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

第5章 地下水の涵養

(地下水人工涵養の実施)

第51条 市長は、地下水の保全に関する施策に基づき、地下水人工涵養を行うものとする。

(水源林の保全)

第52条 市長は、雨水の保水力及び地下水盆への地下水涵養機能が高い森林を水源林とし、保全に努めるものとする。

(休耕田等の活用)

第53条 市長は、農業用水等を利用した地下水人工涵養を行うため、地下水涵養域にある休耕田等の調査を行うことができる。

2 市長は、休耕田等の所有者に対し、前項の地下水人工涵養を行うための協力を求めることができる。

(水辺の整備)

第54条 市長は、地下水涵養域にある水辺の整備に当たっては、雨水の保水及び涵養に配慮するものとする。

(井戸設置の届出)

第40条 前条第1項ただし書により市長の許可を受けて井戸を設置しようとする者は、井戸ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(1)～(7) (略)

2 (略)

第5章 地下水のかん養

(地下水人工かん養の実施)

第51条 市長は、地下水の保全に関する施策に基づき、地下水人工かん養を行うものとする。

(水源林の保全)

第52条 市長は、雨水の保水力及び地下水盆への地下水かん養機能が高い森林を水源林とし、保全に努めるものとする。

(休耕田等の活用)

第53条 市長は、農業用水等を利用した地下水人工かん養を行うため、地下水かん養域にある休耕田等の調査を行うことができる。

2 市長は、休耕田等の所有者に対し、前項の地下水人工かん養を行うための協力を求めることができる。

(水辺の整備)

第54条 市長は、地下水かん養域にある水辺の整備に当たっては、雨水の保水及びかん養に配慮するものとする。

2 (略)

(自噴井所有者の協力)

第56条 自噴井の存する土地の所有者は、市長が行う地下水人工涵養かんに協力するものとする。

(建物設置者の協力)

第57条 市長は、地下水涵養域かんの建物の設置者に対し、地下水人工涵養かんのため、雨水浸透施設の設置について協力を求めることができる。

(化学物質の自主管理)

第66条 工場等を設置している者のうち、地質を汚染するおそれがある物質として規則で定めるもの(以下「自主管理物質」という。)を使用して物の製造等を行っている者は、規則で定めるところにより自主管理物質の使用、保管、処分等に関する事項を記録しておかなければならない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 (略)

(自噴井所有者の協力)

第56条 自噴井の存する土地の所有者は、市長が行う地下水人工かん養かんに協力するものとする。

(建物設置者の協力)

第57条 市長は、地下水かん養域の建物の設置者に対し、地下水人工かん養のため、雨水浸透施設の設置について協力を求めることができる。

(化学物質の自主管理)

第66条 工場等を設置している者のうち、トランス-1, 2-ジクロロエチレンその他の地質を汚染するおそれがある物質として規則で定めるもの(以下「自主管理物質」という。)を使用して物の製造等を行っている者は、規則で定めるところにより自主管理物質の使用、保管、処分等に関する事項を記録しておかなければならない。

秦野市地下水保全条例の一部を改正することについて

1 条例改正の理由

秦野市地下水保全条例（以下「条例」という。）の施行（平成 1 2 年 4 月 1 日）後、土壌汚染対策法（以下「法」という。）等の土壌・地下水汚染に関する法令が整備されましたが、汚染物質の管理、汚染の調査方法等が条例と法とで異なり、事業者に二重の負担を強いる場合があったことから、平成 2 5 年にそれらを法と整合させるための条例改正を行いました。

このたび、土壌汚染対策法施行令（以下「施行令」という。）が改正され、平成 3 1 年 4 月 1 日から、特定有害物質に新たに「トランス-1, 2-ジクロロエチレン」を追加し、既存の「シス-1, 2-ジクロロエチレン」と合わせて「1, 2-ジクロロエチレン」と表記されることとなることから、法との整合を図るため、施行令の改正に合わせ、条例の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

条例及び条例施行規則においては現在、「トランス-1, 2-ジクロロエチレン」を、「自主管理物質」（地質を汚染するおそれがある物質で、使用者に使用、保管、処分等に関する事項を記録しておくことを求めるもの）と定めていますが、施行令の改正を受け、これを削り、条例の規定により規則で定める「対象物質」（人の健康又は生活環境を害するおそれがある物質で、使用者に自主管理物質より厳格な管理を求めるもの）として、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」に替えて「1, 2-ジクロロエチレン」を指定するものです。

なお、「対象物質」及び「自主管理物質」は、条例施行規則において具体的に指定しているため、議決後は、速やかに同規則の改正を行います。

3 施行日

平成 3 1 年 4 月 1 日